

旅先での事故やケガ、アクシデントを補償

## 旅行傷害保険

引受保険会社：損害保険ジャパン日本興亜株式会社

心ゆくまで旅を満喫していただきたいから、旅先での事故やケガなど旅先のトラブルも万全サポート。あなたのカードには、海外旅行の保険が自動付帯されています。国内旅行の保険は、旅行代金をゴールドカードでお支払いいただいた場合のみ付保されます。

※カードがお手元に届いた日の翌日以降出発のご旅行より、適用になります。

保険料は  
アプラスが負担

海外旅行傷害保険は  
自動的に加入

国内旅行傷害保険は  
ゴールドカード  
支払い時のみ加入

### ●たとえば海外旅行中に…



#### ケガで死亡または後遺障害に

傷害による死亡・後遺障害  
最大**5,000万円**



#### ケガを してしまった

傷害による治療費用  
最大**300万円**



#### 身の回りが盗難

携行品の損害(1事故免責3,000円)  
1旅行最大**100万円**  
(保険期間中100万円限度)



#### 現地で病気に

疾病による治療費用  
最大**300万円**



#### 山登り中に 遭難してしまった

救援者費用  
最大**200万円**



#### お店の商品を こわしてしまった

賠償責任  
最大**2,000万円**

### ●たとえば国内旅行中に…

- 乗っていた交通機関の事故に巻き込まれて、万が一死亡した場合
- 宿泊先のホテルで火災があり、後遺障害をおった場合

死亡・後遺障害  
最大**3,000万円**

## ゴールドカード傷害保険について

### 1. ゴールドカード傷害保険被保険者としてお取扱い\*

被保険者証番号	ゴールドカード会員番号
被保険者	ゴールドカード会員(本人会員・家族会員)
補償期間	ゴールドカード会員である期間 海外旅行の場合、上記カード会員資格期間内に開始された旅行期間中をいいます。ただし、会員の旅行期間が、会員が日本を出国してから90日目の午後12時を経過したときにおいても終了していないときは、90日目の午後12時に終わります。

\*保険会社はゴールドカード会員であるお客さまを、国内旅行傷害保険ならびに海外旅行傷害保険の被保険者としてお取扱いいたします。

### 補償内容

1. 国内旅行傷害保険	
死亡・後遺障害 ①公共交通乗用具*搭乗中の傷害事故 ②宿泊施設での宿泊中の火災、爆発による傷害事故 ③宿泊を伴う募集型企画旅行参加中の傷害事故	最高3,000万円
上記①～③による入院	1日あたり5,000円
上記①～③による通院	1日あたり2,000円
2. 海外旅行傷害保険(自動加入)	
傷害による死亡・後遺障害	最高5,000万円
傷害による治療費用	300万円限度
疾病による治療費用	300万円限度
携行品の損害 (1事故免責3,000円)	1旅行100万円限度 保険期間中100万円限度
賠償責任	最高2,000万円
救援者費用	200万円限度

\*他のクレジットカード(他社分を含む)を複数枚所有し、かつ複数の保険が適用される場合でも、傷害死亡・後遺障害保険金の保険金支払合計金額は、保有カードのうちもっとも高い保険金額までとなります(所有している複数のカードの保険金額(限度額)が、Aカードが3,000万円、Bカードが3,000万円、Cカードが5,000万円、ABCすべてのカードの会員であるときに、5,000万円の損害を被った場合は、AカードBカードCカードからそれぞれ3,000万円・3,000万円・5,000万円の合計11,000万円を上限として保険金が支払われるのではなく、ABCカード合計で5,000万円を上限として保険金が支払われることとなります)。

\*年会費やアプラスに対するお支払いが遅れている会員の方は、「アプラスワールドデスク」のご利用や、「海外旅行傷害保険」「国内旅行傷害保険」の適用が受けられない場合もありますのでご注意ください。

\*「公共交通乗用具」とは、航空法・鉄道事業法・海上運送法等に基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される航空機・電車・船舶などをいいます。

## 2.海外旅行傷害保険の概要

担保項目	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする主な保険金・費用	保険金額
傷害	死亡・後遺障害	死亡の場合 死亡・後遺障害保険金額の100% 後遺障害の場合 死亡・後遺障害保険金額の3%~100% (例) 両眼失明 100% 片腕または片足切断 60% 手の親指切断 20%	死亡の場合 5,000万円  後遺障害の場合 程度により 150万円~ 5,000万円
	治療費用	責任期間中に偶然な事故によりケガをして医師の治療を受けられたとき	300万円限度
疾病	治療費用	治療に要した次の費用のうち、現実支出された金額 ●医療の診察費、処置費、および手術費 ●医師の処置・処方による薬剤費、治療材料費、医療器具使用料 ●X線検査費、諸検査費、手術室費 ●職業看護師費 ●入院費 ●病院までの緊急移送費 ●旅行行程復帰費・帰国費(入院のため旅行行程を離脱した場合、当初の旅行行程へ復帰するための費用または直接帰国する費用) ●通訳雇入費・交通費 ●入院に必要な身の回り品購入費(5万円限度)および国際電話料等通信費(合算で20万円限度) ●義手・義足の修理費(傷害の場合のみ)ただし、傷害の場合は事故の日から180日以内、疾病の場合は、医師の治療を開始した日から180日以内の治療のために支出された費用で、300万円を限度とします。	300万円限度
	賠償責任	被保険者が責任期間中に偶然な事故により他人にケガをさせたり他人のものをこわしたりして、法律上の賠償責任を生じたとき	●法律上支払わなければならない損害賠償金 ●損害防止軽減に要した費用 ●緊急費用 ●訴訟費用
携行品損害	被保険者所有の身の回り品が責任期間中に盗まれたり事故によりこわれたりしたとき	時価額または修繕費から3,000円をひいた額(ただし、旅行につき100万円を限度とし、かつ、1個または1対につき10万円を限度とします)	100万円 100万円限度
救護者費用	責任期間中に ①事故により遭難(行方不明を含みます)された場合 ②ケガのため180日以内に死亡もしくは7日以上継続して入院をされた場合 ③病気で死亡された場合 ④発病し医師の治療を受け7日以上継続して入院をされた場合	●捜索救助費用 ●現地との航空運賃等交通費(救護者3名限度) ●現地でのホテル客室料(救護者3名、1名につき14日分限度) ●現地からの移送費用 ●遗体処理費用(100万円限度) ●渡航手続費および現地での諸雑費(20万円限度) ※「現地」とは日本国外の事故発生地または収容地をいいます。	200万円限度

※「責任期間」とは、カード会員資格期間内に開始された旅行期間をいいます。ただし、会員の旅行期間が、会員が日本を出国してから90日目の午後12時を経過したときにおいても終了していない場合には、責任期間は90日目の午後12時に終わります。

※「旅行期間」とは、会員が海外旅行の目的をもって住居を出発した時から住居に帰着するまでの間で、かつ日本を出国する日の前日の午前0時から、日本に入国した日の翌日の午後12時までの間をいいます。

## 3.国内旅行傷害保険の概要

担保項目	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金額
死亡・後遺障害	ゴールドカード会員(ご本人会員・ご家族会員)が、 ①公共交通乗用具に搭乗中に傷害を被った場合。ただし、ゴールドカード会員(ご本人会員・ご家族会員)が当該公共交通乗用具に搭乗する以前に、その料金をゴールドカードにより支払った場合に限ります。 ②ゴールドカードによりアプラスまたはアプラスと提携するカード会社のカード加盟店の旅行代理店、宿泊施設、運輸会社等でノークーポンシステムにより予約を行い、または、ノークーポンシステムによらず予約を行い、かつその料金をゴールドカードで支払う宿泊施設の火災・爆発により傷害を被った場合。 ③募集型企画旅行に参加中に傷害を被った場合。ただし、宿泊を伴う募集型企画旅行で、かつ、その料金を事前に、ゴールドカードにより支払った場合に限ります。 上記①~③によりケガをして事故の日から180日以内に死亡されたとき、身体の一部を失いまたは後遺障害が残ったとき。	死亡の場合 死亡・後遺障害保険金額の100% 後遺障害の場合 死亡・後遺障害保険金額の3%~100% (例) 両眼失明 100% 片腕または片足切断 60% 手の親指切断 20%	死亡の場合 3,000万円  後遺障害の場合 程度により 90万円~ 3,000万円
	入院手術通院	<入院保険金> 上記①~③の傷害により入院した場合(事故日から180日までの入院が対象) <手術保険金> 入院保険金が支払われる場合に、その傷害の治療のために手術を行った場合(事故日から180日までの手術が対象) <通院保険金> 上記①~③の傷害により通院した場合(事故日から180日までの通院が対象、かつ90日がお支払限度)ただし、7日以内の入院・通院は保険金支払いの対象にはなりません。(8日以内の入院・通院の状態にある場合は、1日以内から保険金支払いの対象となります。)	入院の場合 5,000円(1日)  通院の場合 2,000円(1日)  手術の場合 5,000円×(手術の種類により)10~40倍)

※この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合には、保険金等の8割(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)までが補償されます。

## 4.保険金がお支払いできない主な例

### 海外旅行のみ

(疾病・救護者費用担保)  
●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意 ●被保険者の闘争行為、自殺行為、犯罪行為  
●被保険者の妊娠・出産・流産 ●戦争、その他の変乱 ●歯科疾病 など  
(賠償責任担保)

●保険契約者、被保険者の故意 ●被保険者の職務遂行に直接起因する事故 ●被保険者の親族に対する事故  
●自動車、航空機、船舶、銃器の所有・使用または管理に起因する事故 など  
(携行品担保)

●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意 ●携行品の取壊(か)しまたは自然の消耗  
●携行品の置忘れまたは紛失 ●差し押え、徴発、没収、破壊等、国または公共団体の公権力の行使 など

次のような携行品に生じた損害には保険金をお支払いいたしません。

●現金、小切手、その他の有価証券(ただし、乗車券・航空券・宿泊券は、5万円を限度にお支払いします)  
●パスポート(ただし、再取得にかかる費用を5万円を限度にお支払いします)、クレジットカード  
●帳簿、図面等 ●ヨット、ボート、自動車、オートバイ ●登山用具、探検用具 ●入歯、コンタクトレンズ  
●動物、植物 ●危険なスポーツ中のその運動用具 など

### 海外旅行・国内旅行共通

#### 傷害保険

●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意 ●被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為  
●被保険者の脳疾患、疾病、心神喪失 ●戦争、その他の変乱 ●他覚症状のないむちうち症、腰痛  
●危険なスポーツ(例えば、登山)中の事故 ●無資格運転、酒酔い運転 など

※国内の場合は地震・噴火・津波によるケガはお支払いできません。

※本内容は概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否は、普通保険約款および特約の規定に基づきます。

## 5.保険金請求について

### 国内・海外旅行中の事故の場合

事故の日から30日以内に事故発生状況および事故の程度を、損保ジャパン日本興亜へ直接ご連絡ください。

### 海外旅行中の事故の場合

下表の「現地でしか手配できない書類」を忘れずにお持ち帰りのうえ、ご請求ください。

	治療費用 (傷害・ 疾病)	携行品 損害	死亡 (傷害)	後遺障害	救援者 費用等	賠償責任		
						対人	対物	
ゴールドカード(コピー)	●	●	●	●	●	●	●	
保険金請求書	●	●	●	●	●	●	●	
パスポートのコピー (日本出入国の確認できる ページを含めたもの)	●	●	●	●	●	●	●	
現地 で し か 手 配 で き な い 書 類	医師の診断書	●				●		
	治療費の明細書 および領収書	●				●		
	死亡診断書 または死体検案書 (死亡地のもの)			●				
	事故証明書		●	○		○	○	
	支出を証明する書類					●		
	示談書・示談金領収書						●	●
	損害額(修理費など) を証明する書類							●
損害品明細書		●						
損害額を証明する書類		●						
除籍謄本			●					
委任状・戸籍謄本			○					
後遺障害診断書				●				
その他の書類	○	○	○	○	○	○	○	

●印は原則として必要な書類 ○印は場合によって必要となる書類

※上記各書類のうち、ゴールドカードとパスポート以外はコピーしたものではありません。なお本保険請求後、健康保険に請求する場合には確認後お返しいたします。

海外旅行傷害保険・国内旅行傷害保険に関するお問合わせ、事故のご連絡先

## 損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日休)

海外旅行傷害保険に関して

火災新種専門保険金サービス部  
海外旅行保険金サービス第三課

TEL 03-5913-3869

国内旅行傷害保険に関して

本店企業保険金サービス部  
本店火災新種保険金サービス第二課

TEL 03-5913-3773

その他の保険内容に関して

金融法人第二部 営業第二課

TEL 03-3593-6317